

東京都建設防災ボランティア協会規約

(名称)

第1条 本会は、東京都建設防災ボランティア協会（以下「本会」という。）と称し、事務所を東京都新宿区西新宿 2 - 7 - 1 公益財団法人東京都道路整備保全公社内におく。

(目的)

第2条 本会は、東京都の地域に大規模な地震災害及び大規模な土砂災害が発生したとき、東京都建設局（以下「建設局」という。）等に協力し、公共土木施設、砂防施設及び土砂災害危険箇所に係る、被災情報の迅速な収集や応急復旧などの支援活動を行うことによって、被災地域への円滑な救援活動や被災施設の早期復旧等を図り、もって地域社会に貢献することを目的とする。

(会の構成等)

第3条 本会は、以下の要件を有する登録会員をもって構成する。

- 1) 公共土木施設の整備・管理等の経験を有し、公共土木施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者。
 - 2) 心身ともに健康で、大規模地震及び大規模土砂災害が発生したときに無報酬のボランティアとして活動できる者。
 - 3) 関係する公共機関や他のボランティアと協調して活動できる者。
- 2 登録会員は、東京都建設防災ボランティア（以下「建設防災ボランティア」という。）と称し、そのうち砂防会員として登録した者は、東京都砂防ボランティア（以下「砂防ボランティア」という。）を兼ねる。
- 3 会員登録の要領については、別に定める。

(会計)

第4条 本会の経費は、会員の年会費及び協力機関等からの支援金収入をもってこれに充てる。

- 2 会員の年会費は、1,000円とする。
- 3 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会員の活動)

第5条 本会の会員は、東京都の地域に震度6弱以上の地震が発生した場合、又は震度5強以下の地震が発生し、建設局から本会に要請があった場合は、予め会長が指定した建設局の建設事務所、公園緑地事務所、恩

賜上野動物園及び多摩動物公園（以下「指定参集事務所」という。）に参集し、次のようなボランティア活動を実施する。

- 1) 建設局所管施設の点検・応急復旧業務支援
 - 2) 都立公園等の避難場所における建設局所管施設の管理業務支援
 - 3) 参集途上における公共土木施設の被災状況の把握
 - 4) 災害対策に係る技術的、専門的助言
 - 5) その他、災害対策に係る建設局所管業務支援
- 2 砂防ボランティアは、大規模土砂災害が発生し建設局から要請があった場合、会長の指示に従い砂防施設及び土砂災害危険箇所の被災状況の把握、点検及び管理業務支援等のボランティア活動を実施する。
- 3 震災時及び大規模土砂災害時における建設防災ボランティア及び砂防ボランティアの活動要領については、別に定める。

（調査・訓練等）

- 第6条 本会は、災害に関する調査・研究を行うと共に、ボランティア活動を円滑に行うため、防災訓練、参集訓練、施設点検及び研修等を建設局と連携して実施する。また、建設局が行う各種行事への支援要請があった場合、理事会に図るものとする。
- 2 建設防災ボランティア及び砂防ボランティアは、訓練・研修などに積極的に参加するものとする。

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 理事 若干名
- 4) 監事 若干名

（役員を選出）

- 第8条 会長は会員の互選により、選出するものとする。
- 2 副会長、理事及び監事は、会長の推薦により総会で決定する。
- 3 砂防ボランティアを担当する役員は、前条の役員から会長が指名する。

（役員の職務）

- 第9条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 理事は会長及び副会長を補佐し、本会の事業促進に必要な業務を執行

する。

- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 砂防ボランティア担当役員は、砂防ボランティア活動に関する連絡調整にあたる。

(役員 の 任期)

- 第 10 条 役員 の 任期 は 2 年 と する。 た だ し、 再 任 を 妨 げ ない。
- 2 補 欠 役 員 の 任 期 は、 前 任 者 の 残 任 期 間 と する。

(会 議)

- 第 11 条 会 議 は 必 要 に 応 じ て 会 長 が 招 集 し、 議 事 を 主 宰 する。
- 2 総 会 は 毎 年 1 回 開 催 し、 役 員 の 選 出、 事 業 計 画、 事 業 報 告、 収 支 予 算 及 び 決 算 そ の 他 重 要 事 項 に つ い て 議 決 する。
 - 3 理 事 会 は 役 員 を も っ て 構 成 し、 会 員 の 加 入 ・ 退 会、 総 会 に 付 議 する 事 項、 そ の 他 本 会 の 運 営 に 関 する 事 項 を 審 議 する。

(顧 問)

- 第 12 条 会 長 は 本 会 の 会 員 の な か か ら、 若 干 名 を 顧 問 に 指 名 する こ と が 出 来 る。
- 2 顧 問 は 会 長 か ら の 委 嘱 事 項 に つ い て、 調 査 ・ 検 討 し、 答 申 する も の と する。
 - 3 顧 問 の 任 期 は、 会 長 の 任 期 に 準 じ る。

(建 設 防 災 ボ ラ ン テ ィ ア リ ー ダ ー)

- 第 13 条 建 設 防 災 ボ ラ ン テ ィ ア の 活 動 を 円 滑 に 行 う た め、 指 定 参 集 事 務 所 ごと に 建 設 防 災 ボ ラ ン テ ィ ア リ ー ダ ー (以 下 「 リ ー ダ ー 」 と い う。) を 置 く。
- 2 リ ー ダ ー は、 指 定 参 集 事 務 所 ごと に、 建 設 防 災 ボ ラ ン テ ィ ア の な か か ら 会 長 が 指 名 する。
 - 3 リ ー ダ ー は、 指 定 参 集 事 務 所 の 建 設 防 災 ボ ラ ン テ ィ ア を 統 括 する。
 - 4 リ ー ダ ー は、 ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 が 円 滑 に 進 め ら れ る よ う 当 該 事 務 所 と の 連 絡 ・ 調 整 に 努 め る。
 - 5 会 長 は、 必 要 に 応 じ 連 絡 調 整、 意 見 交 換 等 を 行 う た め、 リ ー ダ ー 会 議 を 開 催 する。

(建 設 防 災 ボ ラ ン テ ィ ア の 位 置 づ け)

- 第 14 条 建 設 防 災 ボ ラ ン テ ィ ア 及 び 砂 防 ボ ラ ン テ ィ ア は、 自 己 の 主 体 性 と

責任のもとに、ボランティア活動を行うものであり、行政権限や行政判断を行使するものではない。

- 2 建設防災ボランティア及び砂防ボランティアの活動に伴う交通費及び飲食費等は、原則として自己負担とする。
- 3 建設防災ボランティア及び砂防ボランティアは、本会及び支援先の公共機関等に、当該ボランティアが活動中の事故等による損害に対し、賠償を求めないものとする。

(ボランティア保険の加入)

第 15 条 本会は、建設防災ボランティア及び砂防ボランティアの活動が円滑に行えるよう、建設防災ボランティア及び砂防ボランティアを被保険者とするボランティア保険（活動中の事故による負傷等を対象とするもの。）に一括加入する。

- 2 前項の保険料は、本会の経費をもってこれに充てる。

(事務局の設置等)

第 16 条 本会の会務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に書記を置き、会長が任命する。
- 3 事務局は次に掲げる事務を行う。
 - 1) 経理に関すること。
 - 2) 会員登録に関すること。
 - 3) ボランティア保険に関すること。
 - 4) 防災訓練、研修等に関すること。
 - 5) その他、本会の運営に関すること。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会で定める。

- (付則) この規約は、平成 9 年 6 月 24 日から施行する。
- (付則) この規約は、平成 10 年 5 月 14 日から施行する。
- (付則) この規約は、平成 11 年 5 月 28 日から施行する。
- (付則) この規約は、平成 12 年 5 月 25 日から施行する。
- (付則) この規約は、平成 13 年 5 月 29 日から施行する。
- (付則) この規約は、平成 14 年 6 月 17 日から施行する。
- (付則) この規約は、平成 15 年 6 月 10 日から施行する。
- (付則) この規約は、平成 17 年 6 月 15 日から施行する。
- (付則) この規約は、平成 19 年 6 月 8 日から施行する。
- (付則) この規約は、平成 23 年 6 月 22 日から施行する。

東京都建設防災ボランティア活動要領

第1 目的

この要領は、東京都建設防災ボランティア協会規約（平成9年6月24日施行）第5条第2項の規定に基づき、会員の活動に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 参集場所への出勤

- 1) 会員は、東京都の地域に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自身及び家族の安全を確保し、出勤が可能なときは、指定参集事務所に自主的に参集する。
- 2) 震度5強以下の地震が発生し、建設局から要請があった場合には、前項に準じて指定参集事務所に参集する。
- 3) 砂防ボランティアは、大規模土砂災害が発生し、建設局の要請があった場合、会長の指示する場所に参集する。

第4 参集時の服装及び携帯品

- 1) 会員の参集時の服装は、本会の防災作業服・ヘルメットなど活動しやすいものとし、必要に応じて軍手、防寒着などを着用する。
- 2) 会員は参集に際し登録証及び腕章を携帯すること。その他必要な範囲で、非常食、着替え(下着)、医薬品、ラジオ、懐中電灯、メモ帳、筆記用具などを持参する。

第4 参集手段

会員の参集は、徒歩又は二輪車によることを基本とし、利用可能な公共交通機関を有効に利用する。

なお、自動車での参集は禁止する。

第5 参集経路の把握

- 1) 会員は、予め住宅密集地を避けた複数の幹線道路を確認しておき、参集時には適切に選択する。
- 2) 参集途上で通行規制が実施されているときは、登録証を提示し理解を求め通行する。

第6 参集途上での被害状況の把握等

- 1) 参集途上において、道路、河川、砂防施設及び土砂災害危険箇所の被害状況を、可能な範囲で把握する。
- 2) 参集途上で、火災などの緊急処置を要する異常を発見したときは、付近住民に異常の発生を知らせると共に、必要に応じ可能な手段で消防又は警察等に通報する。

第7 参集途上での住民等への対応

- 1) 参集途上で、負傷した住民などから助けを求められた時は、人命第一の観点から必要な救助活動を行った後、指定参集事務所へ参集する。
- 2) 地域住民や一般ボランティア等から行政判断を求められたときは、行政判断をする立場にないことを伝えるとともに、行政判断ができる関係機関が確認できるときは、当該機関への問い合わせ又は通報に努める。

第8 指定参集事務所到着時の対応

1) 庁内への立ち入り

指定参集事務所に到着した時は、建設局職員に登録証を提示し、職員の指示に従って庁舎内に入る。

2) 参集受付簿への記入

建設防災ボランティアは、指定参集事務所に到着後、用意してある「参集受付簿」に所定事項を記入する。

3) 参集途上における被害状況は、速やかに事務所本部に報告する。

第9 応急活動

1) 指定参集事務所に参集したリーダー(4)のリーダーを含む。)は、次のような応急活動の準備を行う。

- ・会員参集状況の把握。
- ・参集事務所の本部との調整。

2) リーダーが参集するまでの間、先着した会員はリーダーを務める。

3) 会員は、リーダーの指示のもと必要な応急活動の準備を整える。

4) 会員は、事務所本部の指揮のもと、建設局職員と連携して、道路、河川、公園施設及び砂防施設の点検その他の業務を実施する。

第10 報酬及び費用弁償

1) 会員の活動は、無報酬とする。

2) 会員の活動に伴う交通費、飲食費等の費用は自己負担とする。

第11 事故時の対応

1) 会員が活動中に負傷したとき、または第三者に傷害等を与えたときは、速やかにリーダー及び建設防災ボランティア協会事務局へ、その旨を報告する。

2) 前項の報告を受けたリーダーは、その旨を速やかに建設防災ボランティア協会事務局及び当該事務所本部へ報告する。

3) 前項の報告を受けた建設防災ボランティア協会事務局は、その旨を速やかに契約保険会社及び協力機関へ連絡するものとする。

第12 その他

1) 会員は、緊急事態発生時の対応であることを踏まえ、他の会員と協調し、自己の責任により常に節度ある行動に心掛ける。

2) 会員は、活動時に知り得た秘密を漏洩してはならない。

3) この要領に定めのない事態が発生した場合は、その都度当該事務所本部と協議して対処する。

東京都建設防災ボランティア協会登録要領

第1 目 的

この要領は、「東京都建設防災ボランティア協会規約（平成9年6月24日施行）」（以下「規約」という。）第3条第3項の規定に基づき、会員登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 会員登録資格要件の取扱い

- 1) 過去に東京都建設局の職員として勤務した経験のある者は、規約第3条第1項、1)に規定する要件を有する者とみなす。
- 2) 規約第5条に規定する最寄り事務所等に参集することが可能な者。

第3 会員登録の申込み

本会に入会を希望する者は、本会が定める所定の書類（様式 - 1）に必要事項を記入し、本会事務局に提出するものとする。

第4 登録証の交付等

- 1) 第3に規定する書類の提出があった場合、規約第3条の要件を満たす者については、本会の会員としての会員登録証を交付するものとする。
- 2) 会員登録証の有効期間は、登録の日から最長5年間とする。ただし、毎年度会員の継続確認を行うものとする。

第5 登録の変更及び退会等

- 1) 登録した事項に変更が生じた場合、又は退会する場合は、本会が定める所定の書類（様式 - 2）に必要事項を記入し、事務局に提出するものとする。
なお、退会する場合は、合わせて会員登録証・貸与品を返却するものとする。
- 2) 会員が登録資格要件を欠いたとき、又は規約等に照らして会員として適当でない事由が判明したときは、会員登録を抹消するとともにその旨を本人に通知し、会員登録証・貸与品を返還させるものとする。

第6 登録会員名簿の作成、送付

事務局は、第4及び第5の規定に基づき会員の名簿を作成し、建設局及び協力機関に送付するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事会で定める。

（登録要領第3 様式 - 1）